

## 接続検討申込みに伴う接続検討料の取扱い変更に関するお知らせについて

平素は、弊社事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社は、送配電等業務指針および弊社の系統アクセス基準等に基づき、高圧又は特別高圧の系統連系申込みについて、契約申込みに先立って接続検討料を申し受けた上で接続検討を実施しており、事業者さまが接続検討申込み後に辞退されたとしても、接続検討料は返金しない（事業用再生可能エネルギー発電系統連系受付要綱（以下「受付要綱」といいます。）Ⅳ 1 ③）こととしております。

他方で、2014 年 6 月の回答保留以降は、接続検討申込み後に接続検討結果の回答に至っていない事業者さまが辞退された場合（以下「未回答辞退」といいます。）、審査の工程状況により接続検討料を返金するという暫定的な取扱い（以下「暫定取扱い」といいます。）を実施しておりました。

しかしながら、近年、未回答辞退が多く発生しており、接続検討の業務遂行に大きな影響を及ぼしていること等を踏まえ、以下のとおり、暫定取扱いを廃止することといたしましたので、お知らせいたします。

今後は、未回答辞退であっても、受付要綱に基づき、接続検討料の返金はいたしませんので、予めご留意のうえ接続検討をお申込み頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

### 1. 申し受けた接続検討料の扱い

#### 【暫定取扱い】

- ・接続検討の回答前の辞退であれば、審査の工程状況により返金する

#### 【暫定取扱い廃止後】

- ・接続検討の申込受付※後は、返金しない

ただし、申込受付※前に辞退届の提出があった場合は、返金する

※申込受付とは、書類不備の解消や接続検討料入金が確認でき、事業者さまへ接続検討着手を通知した日

### 2. 暫定取扱い廃止時期

2019 年 11 月 29 日（金）の営業時間終了（17 時 30 分）をもって暫定取扱いを廃止し、翌日以降の接続検討申込みから受付要綱に基づく対応といたします。

以 上

### <参考>

#### 事業用再生可能エネルギー発電系統連系受付要綱

#### Ⅳ 接続検討、接続契約及び受給契約申込

#### 1 接続検討申込

#### ③接続検討料

- ・書類確認後、1 受電地点 1 検討につき 22 万円を検討手数料として申し受けます。
- ・接続検討は、接続検討料の入金を確認し、かつ、接続検討に必要な申込書類が全て揃った後に着手いたします。
- ・入金いただいた接続検討料は、原則として返却いたしませんので、予めご了承ください。